

梅嶺道雪の禪戒について

岩 永 正 晴

一、はじめに

本稿では、江戸時代の僧で臨済宗黄檗派に属した梅嶺道雪（一六四一～一七二七）が「禪戒」について以下の認識を示していることを紹介する。すなわち、我が国の「禪戒」は栄西に始まり、栄西以後、隠元隆琦（一五九二～一六七三）来朝までの四百年余、我が国の禪戒は衰退し異説を生じた。来朝した隠元が戒を参学の範模とし万福寺で戒壇を建てて授戒したため再び「正しい禪戒が」天下に広まった。以上の認識である。これは雲棲株宏（一五三五～一六一五）撰『沙弥律儀要略』に梅嶺が施注し開板する際にみずから寄せた序に示される。

一方、道元禪師（一一〇〇～一二五三）はその撰述において「禪戒」という語を用いないにもかかわらず、江戸時代の永平下曹洞宗の諸師は、あるいは肯定的に、あるいは否定

的に「禪戒」の語を用いて戒を論じている。永平下諸師と梅嶺道雪の認識を比較するとき、諸師の立場が明確になると思われる。本稿ではこの点についても述べる。

二、梅嶺道雪

梅嶺道雪は大眉性善（一六一六～一六七三）の法嗣であり、大眉は隠元隆琦の法嗣である。大眉の法を嗣ぐ以前には即非如一（一六一六～一六七二）にも参じている。

梅嶺の伝は以下のものが知られている。

(1) 「天照開山故法王梅嶺雪公和尚塔銘併序」

宮城県仙台の両足山大年禪寺に住した香国道蓮（生没年未詳）が享保四年（一七一九）六月に撰述したもの。香国は慧林性機（一六〇九～一六八一）の法嗣であり、慧林は隠元隆琦の法嗣である。「天照」は梅嶺が開創した伊勢（三重県）天照山法泉寺のことである。この塔銘は井上敏幸・伊香賀隆

編『肥前鹿島福源寺小志』（平成二五年、佐賀大学地域学歴史文化研究センター刊）に原文と読み下しが収録されている。

(2) 「法泉開山梅嶺雪公行業記」

梅嶺の法嗣で近江国（滋賀県）法王山正宗寺に住した伊雲元岫が享保七年（一七二二）に撰述したもの。井上敏幸・香賀隆編『肥前鹿島福源寺小志』（平成二五年、佐賀大学地域学歴史文化研究センター刊）に原文と読み下しが収録されている。

(3) 「伊勢州多気郡相可村天照開山故法王梅嶺和尚塔銘並序」この塔銘は松阪市史編さん委員会編著『松阪市史 第八巻 史料篇 地誌(1) 勢国見聞集』（一九七九年）に筆耕され収録されている。香国道連が享保十四年（一七一九）に撰述したとの識語を持つが、その文章は(1)の塔銘と多く重複し、やや簡潔になっている。両者の関係性は未詳である。

『肥前鹿島福源寺小志』の解題によれば(1)と(2)は京都黄檗山万福寺所蔵『法泉開山履歷書』に合綴されているものから筆耕したという。

大槻幹郎・加藤正俊・林雪光編著『黄檗文化人名辞典』（昭和六十三年、思文閣出版刊）の「梅嶺道雪」項は(1)と(2)に基づいて書かれたと思われる。また、井上敏幸「小城の黄檗僧―潮音と梅嶺―」（『黄檗僧と鍋島家の人々―小川の潮音・梅嶺の活躍―』平成二〇年、佐賀大学地域学歴史文化研究セ

ンター）所収）も(1)と(2)に基づいて梅嶺の伝を紹介している。ただし(1)と(2)は(3)も同様であるが―難解な漢文で書かれており、文意を取ることが困難な部分も多いためか、両者の理解に相違が見られる。

以上を踏まえ、簡単に梅嶺の行状をたどるならば以下の通りである。

梅嶺道雪は肥前小城郡（佐賀県小城市）の人。十七歳の時に臨濟宗の医王山三岳寺雪岩慶存について出家した。程なくして遍参し潮音道海（一六二八―一六九五）等と同参として修行、寛文三年（一六六三）に黄檗山万福寺に掛錫して即非如一に参じた。その年、隠元隆琦による第一次三壇戒会にて戒弟となって受戒している。

即非如一が西下し小倉藩主小笠原忠真（一五九六―一六六七）によって広寿山福聚寺の開山に迎えられ、梅嶺はこれに従っている。その後も即非の長崎崇福寺への入寺などにも従っているが、即非の示寂後は黄檗山万福寺に登って隠元に侍した。隠元の示寂後は大眉性善に参じ、三十三歳の折にその印可を受けたという。

梅嶺は伽藍縁に恵まれた人であり、自ら開山となった寺院や本師大眉性善を開山に勧請して普住した寺院は多く枚挙に遑がないが、肥前鹿島（佐賀県鹿島市）の円通山福源寺と近江（滋賀県）法王山正宗寺が中心的な道場となったようであ

る。

享保二年（一七一七）六月二日に示寂、世寿七十七。『梅嶺雪禪師語録』（三卷）、『法王梅嶺禪師語録』（六卷）等の著作があり、『三籟集』や『沙弥律儀要略』に施注し開板、本師大眉の『東林大眉和尚夢語』の開板などの業績も遺っている。

三、『沙弥律儀要略』とその序

冒頭に述べたとおり梅嶺は、雲棲撰『沙弥律儀要略』に施注して、寛文九年（一六六九）に京都の書肆田原二左衛門を板元とし、みずから序を付して開板している。梅嶺以前には同じ書肆田原二左衛門が慶安四（一六五二）に注のないテキストを開板しているから、梅嶺の施注はこの書に基づいたものかと察せられる。

『沙弥律儀要略』は『雲棲法彙』第十三に収められている。上下二篇からなり、上篇は「戒律門」として沙弥の十戒を解説し、下篇は「威儀門」として沙弥の守るべき威儀二十四条を諸経や古清規より選んで解説している。なお上篇「戒律門」の冒頭に「然後、爲比丘戒之階梯、遠爲菩薩戒之根本（然る後に比丘戒の階梯と爲り、遠くは菩薩戒の根本と爲る）」との記述があり、雲棲の通受菩薩戒の立場が前提となり撰述さ

梅嶺道雪の禪戒について（岩水）

れている。清代に作成された注疏として『沙弥律儀要略述義』と弘贊『沙弥律儀要略増註』がある。

梅嶺の序は近現代において翻刻刊行されていない、よって筆者所蔵本の写真を本稿末尾に掲げておくので参照されたい。

ここに筆者所蔵本によって翻刻しておく。なお筆者は臨済宗黄檗派の日本人僧が書く漢文に親しんでいないので、十分に理解できないところも少なくなく、特に『沙弥律儀要略』の施注・開板に及んだ経緯を述べる部分の読解は難しい。試みに訓読した文を掲げ大方のご批正を乞うものである。なお訓読に際し本学の大澤邦由先生に御教示を仰いだ。ここに記して謝意を表するものである。とはいえ不備の責が筆者にあることは言うまでもない。

〔本文〕

沙彌戒律儀要畧者

蓮池大師所撰實爲二戒之基萬善之本

入禪道之階梯成能仁之本始其所關

者大矣我邦禪戒權輿於

千光國師相接流通迄今四百年後宗

綱盡弛戒範難張異趣別竇與大道之

乖違者不知其幾天假我

黃檗老和尚法駕東渡振起正宗中興祖

梅嶺道雪の禪戒について（岩水）

道首法毘尼爲參學之範模而啓敬信風行天下緣此天下翕然歸依建大戒壇於萬福新寺授與時哲投誠具戒固築基先雪幸值逢嘉運忝預戒末信受奉行拳拳益力占得第一關頭方知斯道之本丙午冬侍

本師和尚於廣壽當家法雲師兄適以伽藍感夢因緣囑雪宣講律儀勉同衣侶身嚴戒行時座下衣光濟濟後生可畏予何爭致其先雲師即以所夢白於方丈命令直行俾於風化是不獲已而從命焉遂考事實用贅頭書散香罷坐時就講案指及其所未解者而明告之經旬畢篇爲無媿同志之所加勉此一時嚮往跡也今春友人特請向本發祥以惠弘戒之守約云噫是記一言以及其始

皆

寛文九年時歲次己酉中春日

肥州福源沙門雪梅嶺謹序

〔藤津沙門〕〔梅嶺氏〕

〔訓読〕

『沙弥戒律儀要略』とは、蓮池大師の所撰にして、実に二戒の基、万善の本、禪道に入るの階梯、能仁を成ずるの本始なり、その関かる所の者は大たり。我が邦の禪戒は、千光国師（榮西）に権輿し、相い接して流通し、今に及ぶこと四百年。後に宗綱尽く弛み、戒範張り難く、異趣、別寶ありて、大道と乖違するは、その幾くなるかを知らず。天、我が黄檗老和尚（隠元隆琦）を仮り、法駕東渡し、正宗を振起し、祖道を中興す。首め毘尼に参学の範模と爲し、而して敬信を啓き天下に風行す。これに縁りて、天下翕然として帰依す。大戒壇を万福の新寺に建つ。時哲に授与するに、投誠して具戒し固く基を築く。先に雪、幸いに嘉運に値い逢うて戒末に預かることを忝くす。信受奉行し拳拳としますます力め、第一関頭を占め得えて、方めてこの道の本を知る。丙午（寛文六年（一六六六）の冬、本師和尚（即非如一）に広寿に侍す。当家の法雲師兄（法雲明洞）、たまたま伽藍を夢に感じし因縁を以て雪に囑して律儀（『沙弥律儀要略』）を宣講し、同衣の侶を勉まして、身に戒行を嚴にせしむ。時に座下の衣光は濟濟にして、後生畏るべくして、予、何ぞその先を致すを争わん。雲師、即ち夢みる所を以て方丈に白す。命令して直に行きて風化せしむれば、是れ

已むことを獲ずして命に従えり。遂に事実を考え用て頭書を贅ね、散香し坐を罷む。時に、講案に就いて、指しその未だ解せざる所に及んでは之を明告し、句を経て篇を畢りぬ。同志の加す勉むる所に媿づる無きを為す。この一時、往跡に嚮うなり。今春、友人特に本に向いて梓に発き以て弘戒の守約を恵まんことを請うと云えり。ああ、是に一言を記して以てその始に及ばん。

皆

寛文九年時歳次己酉（一六六九） 中春日

肥州福源沙門雪梅嶺謹しんで序す

〔語注〕

【蓮池大師】雲棲株宏（一五三五〜一六一五）のこと。浙江省杭州五雲山の雲棲寺に住した。その撰述は『雲棲法彙』全三十四巻に収められる。そのうち、別行された『禪関策進』『僧訓日記』『緇門崇行録』『自知録』『竹窓隨筆』などが広く読まれた。

【二戒】四分律に基づく大僧戒と菩薩戒。一丁表「受具」の頭注に以下のようにある。

「受具」即具足戒也。尼戒者三百五十條、比丘戒二百五十條。菩薩三聚暨五十八戒等。俱名具足。今正指後二戒也。

〔訓読〕

梅嶺道雪の禪戒について（岩水）

「受具」とは即ち具足戒なり。尼の戒は三百五十條、比丘の戒は二百五十條、菩薩は三聚および五十八戒等、俱に具足と名づく。今、正しく後の二戒を指すなり。

【本始】原初（はじめての、最初の）、本初（はじめ）の意。（漢語大詞典）。

【我が邦の禪戒】日本の禪宗における戒律の伝承の意味であるが、「禪戒」という語の用例として注目される。

【千光国師に権興し】「千光国師」は明庵栄西（一一四一〜一二一五）。「権興」は「物事の初め。芽生え。また、はじめ。創造する」（『漢辞海第四版』）。我が国の「禪戒」が栄西にはじまったという主張。栄西による菩薩戒の伝承を受けて虎関師鍊（一二七八〜一三四六）がまとめて序を付けた『禪戒軌并序』（明暦三年（一六五七）開板『諸回向清規式』巻第五所収）を踏まえるか。『禪戒軌』では三帰戒・三聚浄戒・十重禁戒・四十八輕戒を説くが、附載される栄西述「梵網經菩薩戒作法」には「今此戒中有十六種事。三歸戒、三聚浄戒、十重禁戒也（今この戒中に十六種の事有り。三帰依、三聚浄戒、十重禁戒なり）」とあつて十六条の戒を挙げる。注（5）参照。

【四百年後】栄西遷化の建保三年（一二二五）から臨済宗黄檗派の祖たる隠元隆琦（一五九二〜一六七三）が来朝した承応三年（一六五四）までの概数か。

梅嶺道雪の禪戒について（岩水）

五二一

【異趣】意見を異にする。

【別竇】「竇」は門の傍らの小さな入口。

【時哲】「當代的賢達」（『漢語大詞典』）。

【戒末に預かる】寛文三年（一六六三）十二月朔日、隱元隆琦が黄檗山万福寺で初めての三壇戒会を開いた際、梅嶺道雪もこれに連なつて受戒した（『法泉開山梅嶺雪公行業記』）。

【第一関頭を占め得て】具体的なことは未詳。「法泉開山梅嶺雪公行業記」によれば、寛文四年（一六六四）豊前小倉の小笠原忠真の別業金粟園に留まる即非如一のもとにあった梅嶺道雪について「有機縁」と述べるがこのことか。

【丙午の冬……】梅嶺道雪（一六四一～一七一七）存命中の丙午は寛文六年（一六六六）にあたる。この年、豊前小倉広寿山福聚寺にて即非如一（一六一六～一六七二）に侍しており、即非を「本師」と称していることになる。

【法雲師兄】法雲明洞（一六三八～一七〇六）のこと。寛文六年丙午の前年（一六六五）正月に法雲は即非の付嘱を受け、五月には豊前小倉広寿山福聚寺の監院となつた。

【伽藍感夢因縁】未詳。寛文五年に即非如一の法を嗣い

だ法雲明洞は寛文八年に即非の後席を襲つて広寿山福聚寺を董した。この間、寛文六年に即非が法雲に福聚寺を譲る夢を感得したという意味か。

【宣講律儀】「宣講」は『漢語大詞典』に「對衆宣傳講述」とある。「律儀」は戒律一般の意味ではなく、『沙弥律儀要略』のことで、『沙弥律儀要略』の講義をした意味かと思われる。なお、『法泉開山梅嶺雪公行業記』には「丙午春監院法雲禪師、感夢伽藍。白方丈講律儀」とあつて、律儀を講じたのは法雲明洞であると理解してゐるように思われる。一方、井上敏幸「小城の黄檗僧——潮音と梅嶺——」では「寛文六年二十六歳。即非の命で、律儀を講ず」と述べている。ここでは梅嶺が『律儀』を講じたこととる。

【同衣の侶】同じ衣を身につける同志、という程の意味か。例えば雲棲株宏『竹窓二筆』「結社會」（承応二年（一六五三）秋田屋平左衛門開板）に「願與同衣共守之（願はくは同衣と共にこれを守れ）」とある。

【衣光】お袈裟の光。『根本説一切有部毘奈耶雜事』（大正藏二四、二七六頁中段）では「熟打衣（よく打つて光を出す衣）」を身につけることをが禁じられ、その熟打衣から発せられる光が「衣光」と表現される。ただしここでは立派な僧侶をいうものか。

【散香】「坐禪の時、坐堂内の雑話を警めるために直日（直

堂)が堂内を巡行すること。また〔黄檗清規〕(法具圖)によれば香版(警策きようさく)の表に「散香」と記し、背に「警雜話」と記す。〔禪学大辞典〕。

梅嶺が施注・開板に及んだ経緯をこの序によって察すれば次のようなことであつたかと考える。

寛文六年、豊前の広寿山福聚寺にて即非如一に侍してた梅嶺は、即非の法嗣となつて福聚寺の後席を襲うことになる法雲明洞(一六三八〜一七〇六)が「伽藍を感じし縁」(詳細は不明)により梅嶺に『沙弥律儀要略』の講義を命じた。その際、禪餘に書き入れを行い旬(十日)を経て施注を終えた。そして寛文九年の春に友人の勧めによつて上梓するに及んだ。

四、梅嶺道雪における禪戒

さて梅嶺は『沙弥律儀要略』の序において「禪戒」について以下のように述べていた。

我邦禪戒、權輿於千光國師、相接流通迄今四百年後、宗綱盡弛、戒範難張、異趣別寶、與大道之乖違者不知其幾。天假我黃檗老和尚、法駕東渡、振起正宗、中興祖道、首法毘尼、爲參學之範模而啓敬信風行天下。緣此天下翕然歸依、建大戒壇於萬福新寺授與、時哲投誠具戒固築基。

梅嶺道雪の禪戒について(岩永)

〔訓読〕

我が邦の禪戒は 千光國師に權輿し、相い接して流通し、今に及ぶこと四百年。後に宗綱^{つら}尽く弛み、戒範^{いくば}張り難く、異趣、別寶ありて、大道と乖違するは、その幾くなるかを知らず。天、我が黄檗老和尚(隱元隆琦)を仮り、法駕東渡し、正宗を振起し、祖道を中興す。首め毘尼に法り參学の範模と爲し、而して敬信啓き天下に風行す。これに縁りて、天下翕然として帰依す。大戒壇を万福の新寺に建つ。時哲に授与するに、投誠して具戒し固く基を築く。

以上のことから梅嶺は、

一、我が国の「禪戒」は宋西に始まった(宋西以後、隱元來朝までの四百年余、我が国の禪戒は衰退し異説を生じた)。

二、來朝した隱元が戒を參学の範模とし万福寺で戒壇を建てて授戒したため再び「正しい禪戒が」天下に広まった。という認識を示しているものと考ええる。

以下、ここで言う「禪戒」について確認しておく。

梅嶺が「我が国の「禪戒」は宋西に始まった」と認識をもつたのは、正しい推論ではなく推理に過ぎないが、虎関師鍊(一一七八〜一三四六)「禪戒軌並序」と宋西述とされる「梵網經菩薩戒作法」に基づくのではなからうか。

梅嶺が『沙弥律儀要略』の開板に及んだ寛文九年（一六六九）に先立つこと十二年、明暦三年（一六五七）に『諸回向清規式』が開板された。⁵⁾ 該書の巻五には正中二年（一二二五）中秋日に撰述されたという虎関師鍊の序をもつ「禪戒軌並序」と、「入唐沙門榮西述」との撰述識語をもつ「梵網経菩薩戒作法」を含む。

「禪戒軌」は虎関によつて整理された授戒の儀軌でありその戒相は『梵網経』に基づく十重四十八輕戒である。またその「序」は禪戒という語の典故を論ずる際に必ず言及される以下の一文を含む。⁶⁾

予見諸家戒系、譜名皆不連属、只我禪戒、自佛世尊至今時、繩繩不絶一人。故諸戒法、此戒爲最。

〔訓読〕

予、諸家の戒系を見るに譜名みな連属せず、ただ我が禪戒、仏世尊より今時に至るまで繩々として一人を絶えず。故に諸の戒法、この戒を最と爲す。

榮西述という「梵網経菩薩戒作法」がある、我が国への禅の初伝が榮西であるなら、わが国禅戒の初めも榮西であるという認識が当時共有されても不思議ではない。「梵網経菩薩戒作法」の戒相は三帰戒・三聚浄戒・十重禁戒の十六条戒であり、道元禅師の仏祖正伝菩薩戒と同じである。

隠元は雲棲の戒思想を継承するようである。

『菩薩善戒経』には以下の経文がある。⁷⁾

菩薩摩訶薩成就戒。成就善戒。成就利益衆生戒。先當具足學優婆塞戒沙彌戒比丘戒。若言不具優婆塞戒得沙彌戒者。無有是處。不具沙彌戒得比丘戒者。亦無是處。不具如是三種戒者得菩薩戒。亦無是處。譬如重樓四級次第。不由初級至二級者。無有是處。不由二級至於三級。不由三級至四級者。亦無是處。菩薩具足三種戒已。欲受菩薩戒。應當至心以無貪著捨於一切内外之物。若不能捨不具三戒。終不能得菩薩戒也。

〔訓読〕

菩薩摩訶薩、戒を成就し、善戒を成就し、利益衆生戒を成就せんには、先ず當に優婆塞戒・沙彌戒・比丘戒を学することを具足せよ。もし、優婆塞戒を具せずして沙彌戒を得るは是処あることなし。沙彌戒を具せずして比丘戒を得るはまた是処なし、是の如き三種の戒を具せざる者の菩薩戒を得るはまた是処なしと言わん。譬えば重樓四級の次第の如し。初級に由らずして二級に至らんは是処あることなし。二級に由らずして三級に至り、三級に由らずして四級に至らんはまた是処なし。菩薩は三種の戒を具足し已つて菩薩戒を受けんと欲しては、应当に至心に貪著なきを以て一切内外の物を捨すべし。もし捨することを能わざれば三戒を具せず、終に菩薩戒を得るこ

と能わざるなり。

雲棲は『梵網經心地戒義疏發隱』卷之五(8)や『竹窓三筆』「直授菩薩戒(9)」にてこの經文を引用し、必ず優婆塞戒・沙弥戒・比丘戒を受けてから菩薩戒を受くべきことを説く。ただしその菩薩戒は梵網戒であつて瑜伽戒ではない。

雲棲の戒思想を継承する漢月法藏(一五七三〜一六三五)の『弘戒法儀(10)』においても、1. 在家二衆三帰依、2. 出家在家五戒八戒、3. 沙弥・沙弥尼十戒、4. 比丘・比丘尼具足戒、5. 菩薩戒(三聚淨戒・十重禁戒・四十八輕戒)という段階的な授戒が述べられる。

漢月の思想を継承する子肅超遠(一六三一〜一六八九)の『終南山蟠龍子肅禪師語録』所収「伝授三壇弘戒法儀(11)」では、初壇に三帰依・五戒・沙弥十戒、二壇に具足戒、三壇に菩薩戒(三帰戒・三聚淨戒・十重禁戒)を授ける三壇戒会が示される。

隠元の『弘戒法儀(12)』はこれらを受けて、初壇に在家二衆三帰依・出家在家五戒八戒・沙弥・沙弥尼十戒、二壇に比丘・比丘尼具足戒、三壇に菩薩戒(三聚淨戒・十重禁戒・四十八輕戒)を授ける三壇戒会を示し、これが実際に黄檗山万福寺において行われた。

栄西に始まり衰退した禅戒を隠元が盛んにしたと梅嶺がいうのであれば、梅嶺にとって隠元の『弘戒法儀』に基づく三

壇戒会は完備した禅戒を授ける戒会だということになる。

五、戒をめぐる永平下諸師の立場

道元禅師は「禅戒」の語を用いない。例えば『正法眼蔵』「受戒」では「仏祖正伝菩薩戒」「仏戒」「菩薩戒」「大戒」「十六支戒」という呼称が用いられる。「受戒」以外の撰述においても「禅戒」という呼称は用いられない。またその戒相はいうまでもなく三帰戒・三聚淨戒・十重禁戒からなる十六条戒である。

永平下の諸師の中には道元禅師所伝の戒を「禅戒」と称する者もあり、「禅戒」と呼ばない者もいる。また「禅戒」という呼称を用いないのみならず黄檗派所伝の戒と同様の戒を菩薩戒として尊ぶ者もある。

卍山道白(一六三六〜一七一五)は『卍山和尚洞門衣衲集』所収の「対客二筆」「菩薩戒口訣」「菩薩戒大事図説」において「仏戒」「大戒」「菩薩戒」のみならず「禅戒」の語を用いる。そして「禅戒訣 其二(13)」では、

禪家室内佛祖所嫡傳十六事條。洞濟一轍禪戒儀矣。所謂達磨大師所傳一乘戒也。宋末榮西和尚入宋、受法於黃龍派下虚菴叡、并傳其禪戒。護國論元亨釋書等所載分明也。

(訓読)

禪家室内、仏祖の嫡伝するところの十六事条、洞済一轍の禪戒儀たり。いわゆる達磨大師所伝の一乗戒なり。宋の末、榮西和尚入宋し、法を黃龍派下の虚菴叡（虚庵懐叡）に受け、並びにその禪戒を伝えしこと、護國論（興禪護國論・元亨釈書等の載するところに分明なり。

と述べており、道元禪師所伝の十六条戒は榮西所伝の戒と共通する「禪戒」であるという認識を示している。しかし『興禪護國論』『元亨釈書』ともに「禪戒」の呼称を用いず十六条の戒にも触れないから、卍山は梅嶺と同じく伝榮西述「梵網經菩薩戒作法」所伝の十六条の戒を「禪戒」と捉えた上で、その戒が道元禪師所伝の戒との共通するものであって、隱元所伝の戒よりも古い禪戒の伝承を有すると考えたのであろうか。以後、卍山門流の禪戒思想は永平下における戒の正統となる。

石雲融仙（一六七七〜？）の『叢林葉樹』卷上⁽¹⁴⁾には、

其一乗菩薩大戒者、天台華嚴三論淨土以及真言等之諸宗
古今共俱所行持者而豈唯禪宗之有哉。

〔訓読〕

それ一乗菩薩の大戒は、天台・華嚴・三論・淨土および真言等の諸宗、古今共に俱に行持する所の者にして豈にただ禪宗の有ならんや。

と、菩薩の大戒は諸宗ともに持つものであって禪宗のみの専

有ではないこと述べる。さらに同書には、

十重四十八輕及十戒二百五十戒等、菩薩三聚淨戒海中之一滴耳。

〔訓読〕

十重四十八輕及び十戒二百五十戒等は菩薩三聚淨戒海中の一滴なるのみ。

とも述べ、沙弥の十戒、比丘の二百五十戒と十重四十八輕戒はすべて菩薩の三聚淨戒に含まれるものだという認識を示している。ここに示される戒相は雲棲を受け、漢月、子肅そして隱元と継承される『弘戒法儀』のものと同一である。この戒思想は「重樓四級の次第」を重んじる『菩薩善戒經』を踏まえるものであって、禪宗のみに限られることのない菩薩戒である。したがって石雲は黃檗派の戒を認めながらも、それを禪戒という、禪宗のみに限られる特異なものとは認識しない。つまりは十六条戒を禪戒とする卍山の立場と、『弘戒法儀』の戒を禪戒とする梅嶺の立場をもとに斥けることになる。面山瑞方（一六八三〜一七六九）の『仏祖正伝大戒訣或問』では「仏祖正伝菩薩戒」「仏戒」「菩薩戒」「大戒」「十六支戒」との呼称を用い、「禪戒」という語を用いない。そしてここで示される戒相は三帰戒・三聚淨戒・十重禁戒からなる十六条戒である。道元禪師の『正法眼蔵』『受戒』の立場を踏襲している。その上で面山が「禪戒」との呼称を用いないのは

本師損翁宗益（一六四九—一七〇五）の影響であろう。

面山が損翁を言動を記した『奥州損翁老人見聞宝永記』には次の記述がある。⁽¹⁶⁾

癸未十一月十五日、師開戒會。余初受正傳佛戒。師説戒三日、因云、血脈下段有兩様可知、汝等注意記取。虚菴示榮西則曰、菩薩戒者禪門一大事因縁也。天童示永平則云、佛戒者宗門一大事因縁也。彼曰菩薩戒曰禪門、此曰佛戒曰宗門。雖同一戒亦所舉異耳。

〔訓読〕

癸未（元禄十六年（一七〇三））十一月十五日、師、戒會を開き、余、初めて正伝の仏戒を受く。師、説戒すること三日、因に云く、「血脈の下段に両様あることを知るべし、汝等、注意して記取せよ。虚菴、榮西に示して曰く、『菩薩戒は禪門の一大事因縁なり』と。天童、永平に示して則ち云く、『仏戒は宗門の一大事因縁なり』と。彼には菩薩戒と曰い禪門と曰う、ここには仏戒と曰い宗門と曰う。同一の戒なりといえどもまた挙する所は異なるのみ。

榮西が虚庵懷敏（生没年未詳）より受けた戒は菩薩戒であり禪門の一大事であるが、道元禪師が如浄禪師（一一六二—一二二七）より受けた戒は仏戒であり宗門の一大事であるという。両者は「同一の戒」すなわちその戒相が同じく

梅嶺道雪の禪戒について（岩水）

十六条戒であるが、その内実はことなるということであろう。

この示誨を受けた面山が道元禪師所伝の「仏祖正伝菩薩戒」を「禪戒」と呼ばないのは、当時「禪戒」と見做された榮西所伝の戒と区別する意図があるろう。

なお『仏祖正伝大戒訣』巻上⁽¹⁷⁾では「禪戒」という語が用いられている。

而禪門室中授受、繩繩不斷者、觀天童授永平、謂佛祖正傳佛戒者、可知矣。宋亡而禪戒之脈絶而無續、元明之禪林只隨 宜保護耳。吾永平幸入宋於禪戒未泯之時、而面稟之天童、歸朝之後、相續綿綿、以至今日者、豈止吾輩兒孫之慶幸也哉。

〔訓読〕

しかるに禪門室中の授受、「繩繩として断ぜざる」もの、天童、永平に授けて仏祖正伝仏戒と謂う者を觀て知りぬべし。宋亡じて禪戒の脈絶えて続くことなく、元明の禪林ただ随宜の保護のみ。吾が永平、幸いに宋に禪戒未だ泯ぜざるの時に入りてこれを天童に面稟し歸朝の後、相續綿綿、以て今日に至る者、豈にただ吾が輩の兒孫の慶幸なるのみならんや。

右の文は、先に挙げた虎関の「禪戒軌」の序を踏まえていよう。虎関が、

予見諸家戒系、譜名皆不連属、只我禪戒、自佛世尊至今

時、繩繩不絶一人。故諸戒法、此戒爲最。

〔訓読〕

予、諸家の戒系を見るに譜名みな連属せず、ただ我が禪戒、仏世尊より今時に至るまで繩々として一人を絶えず。故に諸の戒法、この戒を最と爲す。

と述べた「ただ我が禪戒」を、面山は「禪門室中の授受」と言い換えている。その後「禪戒の脈絶えて続くなく」というのも、禪門室中における戒の授受が絶えて続かなかつたという程の意味であろう。他派の戒の相承に対して禪門における戒の相承を「禪戒」と称しているものと察せられる。

六、むすび

本稿では江戸時代臨濟宗黄檗派の梅嶺道雪が『沙弥律儀略』の序において、「禪戒」は栄西に始まったがその後の四百年は衰退し異説を生じ、隠元が来朝し三壇戒会を開いたため正しい禪戒が広まったという認識を示していたことを紹介した。ただしこの認識が当時の黄檗派全体で共有されていたことは未確認で、今後この確認が課題となる。

筆者は戒の研究を専門としていないが、本学仏教学部の選択必修科目「禅学研究B」を担当し、中国の禅籍や日本曹洞宗の典籍を紹介しており、日本曹洞宗の典籍の一部として戒

に関する典籍も取り扱う。本稿後半では、その授業で紹介している永平下諸師の戒に対する認識と梅嶺のそれとを比較し、道元禅師所伝の戒を栄西と共通する禪戒とする山山、禪戒という特別なものを認めず『弘戒法儀』と共通する戒全体を菩薩戒とする石雲、道元禅師所伝の戒を禪戒とは呼ばない面山等、それぞれの立場の相違の位置づけを試みた。

注

- (1) 寛文九年本は駒澤大学図書館に請求番号「H319/18」として架蔵されている。
- (2) 慶安四年本は駒澤大学図書館に請求番号「H319/26」として架蔵されている。
- (3) 寛文九年本一丁裏。
- (4) この序の一部分は、『黄檗僧と鍋島家の人々―小城の潮音・梅嶺の活躍―』（平成二〇年、佐賀大学地域学歴史文化研究センター）の口絵に掲載されている。
- (5) 駒澤大学図書館では完本が永久文庫に所蔵されており、請求番号「永久 T137/6」として架蔵される。大正蔵は『諸回向清規』として第八一巻に収める。なお「禪戒軌」と「梵網経菩薩戒作法」については、葛西好雄氏「『受禪戒作法』の資料位置―中世禅家における菩薩戒儀軌の源流―」（『臨濟宗妙心寺派教学研究紀要』第二号）を参照。

(6) 注(5) 明暦三年本卷五、三三丁表。大正蔵八一、六七八頁

上段に相当部分がある。

〈キーワード〉梅嶺道雪、沙弥戒律儀要略、禅戒、道元禅師、永平下曹洞宗

- (7) 大正蔵三〇、一〇一三頁下段。
- (8) 統蔵第一編第五九套第五冊四〇〇丁左下段。
- (9) 承応二年刊本（駒澤大学図書館〔235/475〕一四丁表）裏。荒木見悟監修・宋明哲学研究会訳注『竹窓随筆—明清仏教の風景』二〇〇七年、中国書店刊、三九五頁に訳註がある。
- (10) 駒澤大学図書館所蔵『統明版大蔵経』（H204/35A-86/5）所収。
- (11) 駒澤大学図書館所蔵『又統明版大蔵経』（H204/35B-30/10）所収。
- (12) 駒澤大学図書館には請求番号〔H319/11〕として架蔵される。
- (13) 『卍山広録』巻第四十七所収、『曹洞宗全書』「語録二」九〇八頁上段に相当部分がある。
- (14) 享保四年刊本（駒澤大学図書館〔18886/85-1〕一五丁裏。『曹洞宗全書』「禅戒」二七頁上段に相当部分がある。
- (15) 注（14）同書一八丁表。『曹洞宗全書』「禅戒」二八頁上段に相当部分がある。
- (16) 『統曹洞宗全書』「法語」四一九頁下段。
- (17) 享保九年刊本（駒澤大学図書館〔171/2A-1〕乾冊六丁表）裏。『曹洞宗全書』「禅戒」八九頁下段に相当部分がある。
- (18) 注（5）『諸回向清規式』巻五、三三丁表。大正蔵八一、六七八頁上段に相当部分がある。

沙彌戒律儀要畧者

蓮池大師所撰實爲二戒之基萬善之本
入禪道之階梯成能仁之本始其所關
者大矣我邦禪戒權輿於
千光國師相接流通迄今四百年後宗
綱盡施戒範難張異趣別竇與大道之
乖違者不知其幾天假我
黃檗老和尚法駕東渡振起正宗中興祖

沙彌戒律儀要畧序

道普法毘尼爲參學之範模而啟敬信
風行天下緣此天下翕然歸依建大戒
壇於萬福新寺授與時哲投誠具戒固
築基先雪幸值逢嘉運忝預戒末信受
奉行拳拳益力占得第一關頭方知斯
道之本丙午冬侍

本師和尚於廣壽當家法雲師兄適以
伽藍感夢因緣囑雪宜講律儀勉同衣

侶身嚴戒行時座下衣光濟濟後生可
畏予何爭致其先雲師卽以所夢白於
方丈命今直行俾於風化是不獲已而
從命爲遂考事實用贅頭書散香罷坐
時就講案指及其所未解者而明告之
經旬畢篇爲無媿同志之所加勉此一
時嚮往跡也今春友人特請向本發梓
以惠弘戒之守約云噫是記一言以及

沙彌戒律儀要畧序

其始

告

寬文九年歲次巳酉中春日

肥州福源沙門雪梅嶺謹序

